

# 民法Ⅳ 契約

曾野裕夫 = 松井和彦 = 丸山絵美子

2021年12月発売 / 446頁 / 定価 3190円(税込)  
A5判 / 並製



詳細を見る



編集 担当者から LEGAL QUEST シリーズの民法に第4巻として「契約」が加わります。

本書では、基本的な事項に重点を置きながら、制度の枠組み、立法趣旨・制度趣旨、判例の位置づけが丁寧に解説されていて、契約法を的確に学ぶことができます。また、コラムによってより踏み込んだ内容についても論じられており、高いレベルで学習したい学部生や法科大学院生に最適なテキストです。

本書の完成までは、何度も著者の先生方の会合がオンラインで持たれ、熱い議論を通じて内容がブラッシュアップされていきました。先生方のお住まいが離れていたため、オンラインの会合はご足労いただく必要がなくとも便利でしたが、編集担当者としては実際にお会いしてお話をお聞きしたかったなとも思いました。

このコロナ禍で大学での授業の仕方や学び方にも変化が起きていると思いますが、本書がみなさんの学びの助けになればと思います。(K)

## Point!

P

コラムにより契約法への立体的な理解を深める。

第7章 売 買

租時であるが、停止条件付の場合など、債務発生が契約締結より遅れることがあるに目的物が存在した場所である。不動産であれば(建物が変家などで移動していない限り)その所在地ということになる。

引渡し時期は、契約に定めがない場合には、売主はいつでも引渡しをすることができ、買主から履行の請求を受けた時から遅滞となる(412条3項)。もっとも、売主に同時履行の抗弁権(533条)がある場合には、買主が支払の提供をするまでは売主は遅滞に陥らない。

**5 売主の契約適合給付義務(1) ―種類・品質・数量の適合性―**

(1) 契約適合給付義務

①引き渡された目的物の「種類」「品質」「数量」が契約内容に適合しないものである場合や、②移転された権利が契約の内容に適合しないものである場合には、売主は「担保責任」を負う(「担保責任」という表現については565条・566条などの条文見出し参照)。これは、売主が、給付が契約内容に適合していることを保証しているということであり、売主には契約内容に適合した給付をする義務(契約適合給付義務)がある。以下、5で、①について説明し、②については6で説明する。

平成29年改正前にも、売主の瑕疵担保責任(改正前570条・566条)をはじめ、各種の担保責任の規定があったが、その法的性質について、それは売主の債務不履行責任とは区別された別個の責任体系であるとする見解(法定責任説)と債務不履行責任の特例であるとする見解(債務不履行責任説)とが対立していた。平成29年改正は、契約適合給付義務違反は債務不履行の一種であること、つまり、売主には目的物や権利の契約適合性を担保する契約上の義務があることを明確にした(15「Column 2-1」)。

**Column 2-1 契約適合給付義務と平成29年改正前の瑕疵担保責任**

平成29年改正前においては、目的物に瑕疵がある場合について、「債務不履行責任」と「瑕疵担保責任」(改正前570条・566条)という二つの責任が設けられていた。すなわち、目的物に瑕疵がある場合、まず、一般の債務不履行の効果として、買主に(a)履行請求権(これは、明文の規定はなかったが債務の当然の効力と考えられた)、(b)損害賠償請求権(改正前415条)、(c)契約解

第3節 売買の効力 1 売主の義務

除権(改正前541条・543条)が与えられる一方で、目的的に「隠れた瑕疵」がある場合については、瑕疵担保責任(改正前570条・566条)に基づく損害賠償請求権と契約解除権が買主にあるとされた。

	債務不履行	瑕疵担保責任
履行(満了)請求	○	×
損害賠償請求	○(改正前415条(損害事由がなければ免責)) 損害賠償の内容：履行利益	○(改正前570条・566条1項(無過失責任)) 損害賠償の内容：信託利益、代金減額損害賠償など(見解は分かれる)
契約解除	○(改正前541条(催告解除))	○(改正前570条・566条1項(契約目的達成不能要件とする無催告解除))
期間制限	消滅時効	瑕疵を「知った時」から1年の除斥期間(改正前570条・566条3項)・前滅時効

したがって、両責任の性質や適用関係、損害賠償の要件・内容の異同、契約解除の要件の異同、瑕疵担保責任に基づく買主の追完請求権(瑕疵補修請求権)の有無などが問題となった。

①債務不履行責任とは別に瑕疵担保責任が設けられた理由——この点については、法定責任説と債務不履行責任説が対立がもたらした「法定責任説」は次のように考ええる。特定物売買においては、引き渡された目的物に瑕疵があっても、それは債務不履行にはあたらない。その理由には2通りの説明の仕方がある。第1は、瑕疵があるがその特定物の品質であり、それを引き渡すことによって売主は債務を完全に履行しており債務不履行ではないとするものである(特定物ドグマ)。第2は、瑕疵のない特定物を引き渡すのが売主の債務であるが、契約締結時から特定物に瑕疵があった場合には、瑕疵のないその特定物を引き渡すことは法的に不能であって債務不履行責任を負わないというものである。どちらの説明をするにせよ、買主は目的物に瑕疵があるのに、瑕疵がない目的物の代金を支払っているから、買主を保護するために法律上特別に設けられたのが瑕疵担保責任であるという考え方が法定責任説である。この考え方によれば、瑕疵担保責任は特定物売買についてのみ適用がある。不特定物売買において瑕疵がある場合には売主の債務不履行にあらためる。判例の法定責任は不特定物からである。

これに対して、「債務不履行責任説」は、特定物売買であっても当事者は一

※目次は、小社ウェブサイトの本書のページをご覧ください。

